

相続登記は
司法書士へ

毎月開催

あなたの街で
相談できます!



司法書士による



相続無料相談会

相続登記はお済みですか? 登記の専門家、司法書士へご相談ください。

令和6年4月1日から**相続登記**が**義務化**されています。

もう他人事ではありません!

自宅はまだ
おじいちゃん
の名義のまま
だけど大丈夫!?

子供たちにまで
迷惑を
かけたくない。



遺産を
いらない人は
何もなくて
いいんでしょう?

預金や株の
相続手続きって
どうすれば
いいの?

開催日 毎月第1水曜日(休日の場合は第2水曜日)

・各事務所につき予約制先着4組
予約の時間は各事務所にご相談ください。

場所 茨城県内の各司法書士事務所

予約 事前に必ず各事務所へご予約ください。
「茨城司法書士会の無料相談で電話しました」とお申し出ください。

各事務所は
こちらから



茨城司法書士会



※会員名簿はホームページを
ご覧ください。

QRコードが読み取れない等のお問い合わせは、
茨城司法書士会事務局(029-225-0111)まで

★相談時間30分★

★相談費用無料★

書類の書き方のご相談や
ご自身で作成した
書類のチェックは
無料相談の対象外です。



日本司法書士会連合会公式キャラクター
「しほ~しし!」

※事務所によっては、業務等の事情により相談対応できない
場合もあります。

※無料相談会は、なるべく多くの相談者にご利用頂きたい為、
お一人様1回限りのご利用とさせていただきます。